

# 令和元年度（平成31年度）教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和2年3月4日（水）

【開会】 10時00分

【閉会】 11時01分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 小原 良

委員 高橋 美里

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 中村 香

委員 岩切 貴乃

## 【出席職員】

教育次長 石井 宏之

教育委員会事務局担当理事 総合教育センター所長事務取扱 小松 典子

総務部長 亀川 栄

総務部担当部長 杉本 眞智子

教育環境整備推進室長 水澤 邦紀

職員部長 石渡 一城

学校教育部長 森 有作

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 榎本 英彦

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

情報・視聴覚センター室長 栃木 達也

教育環境整備推進室担当課長 古俣 和明

職員部担当部長 堀川 芳夫

教職員人事課長 広瀬 進

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

## 【署名人】

委員 岡田 弘

委員 岩切 貴乃

(10時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、10時00分から11時00分までといたします。

## 3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

1月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

## 4 傍聴

【小田嶋教育長】

本日は傍聴の申し出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

## 5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、議案第60号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、この案件を非公開とすることよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

## 6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

岡田委員と岩切委員をお願いいたします。

## 7 情報提供

【小田嶋教育長】

報告事項No.1に入る前に、一つ情報提供させていただきます。

既に教育委員の皆様にはお伝えさせていただきましたが、川崎市立学校における臨時休業への対応について、情報提供をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症等への対応としまして、文部科学省から2月28日付けで一斉臨時休業について示され、これを受けまして、本市といたしましても、学校や保護者への周知や対応準備等を考慮しまして、本日3月4日から3月25日まで、市立学校で臨時休業としたところでございます。

この臨時休業期間中は、原則として自宅で過ごすようお願いしておりますが、共働き家庭など、家で留守番をすることが難しい場合など、やむを得ない特別な事情がある児童生徒に対しましては「児童生徒の居場所」を学校に設けています。ここでは、授業は行わず、読書や自習の支援等を行うこととしておりまして、わくわくプラザとの連携を図りながら、児童等の安全及び感染拡大防止に留意して、見守りを行ってまいります。なお、卒業式、入学者選抜等については、既定方針どおり、感染防止策を講じて実施いたします。

また、図書館につきましては、閲覧席の利用停止等、一部の図書館サービスを休止して開館しております。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しておりますので、今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じ、追加的な対策を講じてまいります。

本件につきまして、また新たな動きがございましたら、また御報告させていただければと思います。

報告は以上でございます。

このことで、特に何か御発言ありますでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

いろいろ心配している保護者も多かったと思うんですけども、川崎市教育委員会のほうでもいろいろな保護者、子ども、いろいろな事情にいろいろ考慮していただいて、対応していただいて、本当にありがとうございました。

まだ、いろいろ状況は変わるとお思いますので、また今後の御対応をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいですか。

【各委員】

<なし>

## 8 報告事項 I

### 報告事項 No. 1 G I G A スクール構想について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 I に入ります。

「報告事項 No.1 G I G A スクール構想について」の説明を、情報・視聴覚センター室長、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

おはようございます。総合教育センター情報・視聴覚センターでございます。

「G I G A スクール構想」につきまして御説明いたします。資料のほうをごらんいただければと思います。

はじめに、資料1枚目をごらんください。国の「G I G A スクール構想」につきまして、文部科学省からの説明資料となります。上段の枠内に、この構想の背景と目的が示されております。学校 I C T 環境整備の遅れを解消するため、子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを全国で持続的に実現するといったものです。

中段の「事業概要」ですが、大きく2つ示されておりますが、1つ目は校内の通信ネットワーク整備です。校内の高速大容量の無線LAN整備とともに、端末を収納するための電源キャビネットを整備するもので、こちらは対象の工事等に対しまして補助割合が2分の1となっております。実質1年間で行うものとなっております。2つ目ですが、義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末を1人1台整備するものです。こちらは児童生徒総数の3分の2に当たる台数が国からの補助の対象となり、端末1台当たりの補助割合は4万5,000円となっております。1人1台端末につきましては、令和5年度までに整備の完了を目指すこととなります。

下段の「措置要件」ですが、特に、1つ目、「1人1台環境」におけるICTの活用計画及び教員へのフォローアップ計画の作成。3つ目に、校内のLAN整備に伴う外部インターネット回線の増強及び新たなネットワークの構築。また、4つ目ですが、国の補助は児童生徒総数の3分の2ですので、補助されない3分の1に当たる端末の整備を、令和4年度までに自治体独自で完了する計画を作成するというところが課題として挙げられます。

次に資料の2枚目をごらんください。「GIGAスクール構想」に関する、これまでの国の動きの特出すべきものにつきましてまとめたものでございます。

「1 今年度の動き」につきまして、9月に文部科学省が概算要求として「GIGAスクールネットワーク構想」を公表しました。学校内すべての教室まで、高速大容量通信ネットワークの整備を推進するもので、当初は3年の計画で、LAN配線のみで全校ネットワーク整備を目指し、国から2分の1の補助がおりるとの話でした。この構想をもとに本市も整備の検討を進めてまいりました。

その後11月に、経済財政諮問会議におきまして、安倍議長（総理）の発言の中で、1人1台端末の話が明確化されまして、翌12月より、1人1台端末整備の動きが活発になってまいりました。

12月5日には総合経済対策として、先ほど1枚目の資料にもありました、校内LANの整備と1人1台端末の整備をセットで整備する案が閣議決定され、その後「GIGAスクール構想」が公表されました。さらに、中教審の部会からも論点の取りまとめが出され、1人1台端末の活用についても示されております。

そして1月30日に、国の元年度補正予算が成立し、先ほどの構想の実現に向け、国家プロジェクトとして本格的に推進されることとなったわけでございます。

ここまでの流れが急だったため、現在、国から届く補助申請のための調査等にその都度対応し続けているところでありまして、補助の内容が不確定なところもまだございまして、想定で計画を作成しているような状況でした。ようやく2月20日に正式に補助要綱が届いたところで、現在、調達の方法なども含め、申請に必要な情報につきまして収集を続け、今後の計画を練っているところでございます。

資料右側には、参考までに本市の整備状況を載せさせていただきました。地方財政措置で整備する内容として国が計画している整備水準が出されていますが、その中に3分の1の端末整備が含まれており、普通交付税を受けていない本市にとりましては、この整備につきまして、財政面での大きな課題となっております。

情報・視聴覚センターからは以上でございます。

#### 【古俣教育環境整備推進室担当課長】

それでは、教育環境整備推進室でございますが、資料の3ページ目、「GIGAスクール構想の実現に向けた校内情報ネットワーク環境の整備」と書かれた資料をごらんください。

はじめに、資料の右下の囲みでございます「国のGIGAスクール構想の実現ロードマップ（抜粋）」と書かれた箇所をごらんいただければと思いますが、こちらは、文部科学省が示した、1人1台端末の実現に向けたスケジュールでございます。段階的に端末の整備を進め、令和5年度までに完了させる計画となっており、継続的な財源の確保により、地方公共団体を支援することとされております。また、1人1台端末を十分に活用するための校内LAN整備につきましては、令和2年度中に完了させることとされております。

資料の上段の囲みをごらんください。先ほど御説明した国の動きを受けまして、本市におきましても、2月27日に上程しました追加の補正予算案において、約46.9億円を計上したところでございます。これは、1人1台端末を実現する高速大容量ネットワーク環境を整備するため

の経費を計上したものでございまして、文部科学省が新設した「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」を活用することとしております。なお、補正予算案に計上した額につきましては、全額を繰り越し、令和2年度に事業を実施する予定でございます。

左下の点線で囲まれた部分をごらんください。こちらは、補正予算に計上する額の算出に当たっての諸条件を整理したものでございます。

はじめに、整備内容でございますが、LANケーブルのほか、ハブやルータ、スイッチなど、情報ネットワークを構成する機器類や、端末を保管する電源キャビネット、無線環境を確保するアクセスポイントの整備などを想定しております。

次に、整備期間でございますが、1校当たりの整備期間を、約1週間と想定しております。土日や平日の夕方以降など、学校の教職員がいない時間帯での整備が見込まれることから、学校施設の安全を確保するため、警備に係る委託料も計上しております。

最後に、契約の手法でございますが、通信ネットワーク環境の整備のほか、現地調査や学校ごとのネットワーク設計、工事監理、機材調達、設置・設定及び試験等を含めた委託契約により実施することを検討しております。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

質問等、ございますでしょうか。

高橋委員。

**【高橋委員】**

わからなかったところがあるので、教えてください。

1枚目の「措置要件」というのは、これを出さないと補助金をもらえませんという意味でいいですか。

**【栃木情報・視聴覚センター室長】**

そのとおりでございます。この要件を満たした上で、補助が両方ともセットでつくという形になります。

**【高橋委員】**

この4番目の、令和4年度までに3分の1は配備してくださいというこちらは、「地方財政措置を活用」というのは、先ほどおっしゃられた地方交付税のことで、川崎市はもらえていないお金ですよ。この4番目は、3分の1は全て川崎市の予算で令和4年度までに整備をするという計画を立てないと、残り3分の2のパソコンの半分の補助はもらえないということで、あっていますか。

**【栃木情報・視聴覚センター室長】**

まさにそのとおりでございます。

ですので、川崎市にとりましては厳しい条件となっております。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

小原委員。

**【小原委員】**

設備のほうで、今年度中に高速通信の整備をするということなんですけれども、これは現実的に間に合いそうですかね。

**【古俣教育環境整備推進室担当課長】**

今年度予算を補正という形でいただいて、令和2年度に繰り越して、来年中ということになりますけれども、来年度は確かにオリンピック・パラリンピックとかもございまして、いろいろ厳しい事情ではあると思います。ただ、条件としましては令和2年度中ということでございますので、先ほど申し上げたようにいろいろ契約の手法、工事管理、設計とか工事、機材、そのあたりをいろいろ工夫することを今考えているのと、あとは他都市とかでもそういうことはあるんですけれども、そのあたりの条件を少し緩和していただくようなことも、いろいろ国には要望しているところではございますが、基本的には来年度、2年度中に実施できるようにということで準備を進めているところでございます。

**【小原委員】**

細かい話ですけど、例えばケーブルというのは、場合によっては隠蔽ではなく、外側、建物の外側を這わせていくとか、そういうので時間短縮するとか、そんな感じで考えていますか。

**【古俣教育環境整備推進室担当課長】**

具体的な各学校の状況を踏まえて、それも来年度で委託のほうに確認した上で、一番いい形で実際、設置するようなことを調整したいと思っています。

**【小原委員】**

わかりました。

あと、もう一つよろしいですか。3枚目のところで、国のGIGAスクール構想のロードマップが書いてあるんですけれども、現実的に市としてこのロードマップはかなり厳しいですよ。自治体で3人に1台の端末整備というのは。

**【栃木情報・視聴覚センター室長】**

財政的な面で、まず厳しいということは、今話としては出ております。

**【小原委員】**

ですよ。あと、ここにはPCと書かれていますけど、このPCが、例えば、これが補助があって4万5,000円だというふうにしても、その金額でPCは買えないですよ、教育用のPCって。そうすると、選択としてタブレットとか、そういう方向にはなってくるのかなとは思

ってはいらるんですけど、その辺ってどういうふうに考えていますか。

**【栃木情報・視聴覚センター室長】**

まず、国の補助が出た4万5,000円につきましては、国のほうもこの補助は端末本体と、本当に一部の管理費用だけというふうな、今のところなっております。それ以外にソフトウェアを入れると、それは4万5,000円の外になりますので、どんなに端末が安くなったとしても、なかなか厳しいというのが現状です。それ以外のお金がどうしても発生するような想定で、試算をさせていただいているところです。内容的に、タブレットかPCかという話になりますと、現状、子どもたちが使いやすいというのも、タブレットでカメラ機能を使ったりとか、そういうことも想定されますので、特に小学校などではそういうことが多くなると思いますので、今のところはタブレットで考えておりますが、国の要件としまして、キーボードがついていないといけないことになっていまして、キーボード付きのタブレットのような形で、今のところ考えております。

**【小原委員】**

ということは、キーボードだけは別になっているような感じですかね。

**【栃木情報・視聴覚センター室長】**

ではなくて、ついているものでという条件がついております。もちろん、着脱は可能で、そしてあと回すような感じの。

**【小原委員】**

PCだったら、2 in 1みたいなになって、外れるとか。

**【栃木情報・視聴覚センター室長】**

そういう、タッチができるものでないといけない、という条件はついております。

**【小原委員】**

正直なところ、かなり要求が高いですね。金額の割には。

**【栃木情報・視聴覚センター室長】**

その件につきましては、業者のほうも国の要請がいろいろあったようで、その価格に抑えたものを、相当各社は出しております。それをこれから選定していくという形になっております。現実的には、4万5,000円の中での端末は、存在が相当ふえてきているような実態がございます。

**【小原委員】**

わかりました。

あともう一つ。今、ハードの話だったんですけど、この先、これから使うようになったとして、例えば、現状で学校がどういうふうにタブレットを使っているかとか、それと教材に関する研究

がどれぐらい進んでいるのか。こういう端末を使って。それって、どんな感じになっていますか。

**【栃木情報・視聴覚センター室長】**

現状につきましては、ほとんどの学校で、小学校、中学校も、タブレットが40台というところはない状態が、標準的なところでございまして、ですので、40台をそろえたときに何ができるかというのは、これから私どものほうで、センターを中心に研究を進めていかなければいけないところだと思っております。20台とか、10台の中で活用することにつきましては、ソフトウェアも含め、今、研究が進んでおりまして、活用も進んでいるんですが、あと今、ほとんどの学校と申しましたが、一部の学校で、附属中学校、川崎高校など、あと小杉小学校も無線LANが入っておりますので、その中、モデルの学校で実践されている内容を踏まえて、選定はしていきたいと思っております。

**【小原委員】**

では、今、先行である学校での研究みたいなもので積み上げていくという形で。

**【栃木情報・視聴覚センター室長】**

ただ一つだけ、そこで使っているものを全部入れられるかといいますと、やはり相当金額を抑えた形で導入しなければいけない状況が、先ほどの財政面もありますけれども、文部科学省のほうも、最低限度でネットワークにつないでやるソフトでいいんだという形でおっしゃっているとこもありますので、その辺いかに安価に、教育の活動が実現できるかというところが、これからの試算するところの課題になっていると思われまます。

**【小原委員】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにいかがですか。

中村委員。

**【中村委員】**

予算が厳しいところで大変だと思うのですが、2点お伺いしたいと思います。

1つ目は、1ページ目の「教員スキル向上などのフォローアップ計画」ということです。今の小原委員の御質問で、いろいろな先行事例に基づいて実施していくというお話ですが、そこにどれだけ若い人が入っているかということをお伺いしたいです。といいますのは、私は10年ぐらいIT企業にいたので、教員の中ではITが得意なほうです。それでも、例えば3年からゼミを持つのですが、1、2年生はワードとエクセルぐらいはできるようになり、3年に入ってきたときにパワーポイントを教えます。最初は私のほうが完全にできるけれども、4年を卒業するときには、学生のほうが断然できるようになっています。私のスキルをあっという間に越えていきますので、やはり若い人の力というのは相当強いなと思います。こういう計画をするときに、若い人を入れたほうが私はいいと思います。その辺はどうなっているのかというのが1点目

です。

2点目は、3ページ目に書いてある業務委託についてです。いろいろパソコンとかを使っていると、突然フリーズしたりして、「助けて」という状況があり、大学の場合は常駐の人がおられて、その人に連絡をすればすぐに助けてもらえるんですね。たぶん、学校でもいろいろな問題が発生すると思うのですけれども、そのときの保守というのはどうなっているのかということをお聞きしたいです。

#### 【栃木情報・視聴覚センター室長】

まず、一つ目の若い人の活用ということでございますが、今のところ、若い人をターゲットにしたというものを構想として入れているものを私どものほうで検討しているわけではない状況ですので、今の御意見を参考にしながら、今後考えていきたいと思えます。全体的な研修、また学校の中核となる情報の教員、担当者を中心に広げていきたいなと思っているところと、あと研究を進めまして、研究会議のメンバーの中でいろいろ実践をしてもらいまして、その中で事例を出して、またその事例を広げていくという形で考えておりますので、その中に若い人がということは、考慮させていただきたいと、今後検討させていただきたいと思えます。

あと、二つ目の業務委託は、実際に学校でこんなことが想定されるだろうということは、私たちも考えてはおりますが、なかなかそれもやはり財政面との兼ね合いが、どうしてもICT支援員みたいな形とか、メンテナンス要員の形ですとか、人がついたほうが、先生方が授業で使うときに、トラブル等がどうしてもやっぱり発生するものだと、こちらも想定しておりますので、それに見合った形で、どのような形がこのフォローとしていいのかというところを、今検討しているところでございます。例えば、国のほうは壊れたときのことを考えて、予備の端末を用意しておきなさいと。それは市で買うんですけれども、そういう形で、それぐらいの話もしているところです。ただ、やはり人の手というところが大事だなというふうに認識はしておりますので、今後検討していきたいと思えます。

#### 【中村委員】

すみません、一つよろしいですか。

東京都で去年から始めたことですが、TEPRO」といって、ホームページもあるので調べていただきたいのですが、例えばITが得意な保護者の方とかいらっしゃいますよね。そういう人を集めるサイトがあるんです。川崎市の場合は、例えば寺子屋の先生とか、外国につながる子の支援とか、いろいろなのをそれぞれの部署で募集をかけますけれども、東京都は一括で申し込む。自分の得意なところは何か、教育に何を支援できるかというのを自分から申請をして、教育委員会で振り分けるようなことをやっています。その中で、結構ITの方がいらっしゃり活用しているということなので、そういうのも一つ考えられるのかなと思えます。

#### 【栃木情報・視聴覚センター室長】

参考にさせていただきます。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

高橋委員、どうぞ。

**【高橋委員】**

2点あります。今のところで、小原委員と中村委員のお話にも出た、支援員の話なんですけれど。2枚目、「国が目標としている水準と本市の整備状況」の一番下、「4校に1人配置」。これは国から望ましいということを出ている水準だと思うんですけど、これは特に補助が出るとかいう話は一切出ていないと聞いていいですか。

**【栃木情報・視聴覚センター室長】**

これは、まさに3分の1のパソコンのほうと同じカテゴリに入っておりまして、地方財政措置で措置しているということで、2020までにお金は地方に出しているよということで、文科省のほうが考えている数字でありまして、こちらのほうとしては、これも含めて検討していかねければいけないことだと思います。

**【高橋委員】**

この、端末を1人1台という話は、鶏卵、卵鶏理論で、端末がないから進まない、先生たちができない。先生たちのスキルがないから端末導入が進まない、みたいな話がずっとあったのかなと思っているんですけど、ただやっぱり、いくらハードがあっても、より使いこなせる環境がなければ、ただの箱になってしまいますから、この支援員というか、もちろんトラブルがあったときに助けてくれるという意味でもそうですけれど、どういう使い方をしていたら、端末が教育にうまくつなげられるかというほうの支援も、恐らくプロフェッショナルな人たちをまぜて先生たちも研修しないと、せっかくものがあるけど、それを活用するところまでいかないんじゃないかなと思っています。なので、保守という以外に使い方をどうやって活用していくかというところの支援を、ソフトとしてどうやっていくのかということも、予算は厳しいと思うんですけど、ぜひ考えていただいたりとか、国のほうにも箱だけあってもということも、どうやるのかというのを聞きしたりしながら進めていただきたいというのが1点と、先ほどソフトウェアの話、アプリケーションの話で、最低限のアプリでというような国からはというお話があったんですけど、確かにお金という意味では、フリーのソフトってすごくたくさんあると思うんですね。私も通級のほうのお話で通級に通っている子たちでも、やっぱりICTを使っていきたいという話は保護者のほうからも出ていて、勉強会をする中でもいろいろなソフトがたくさん出ていると。フリーでも出ているというお話はあるんですけど、学校のなかなか端末で、フリーソフトをどんどん導入して使えるのかと。特に、今アプリケーションの進化ってすごく早いので、新しいいいものがたくさん出てきたときに、セキュリティががちがちで新しいものが何も入れられないといたら、正直意味のない端末になってしまうので、新しいものをどんどん入れたり、無料でそれなりの安全性が確かめられているようなものであれば、どんどん先生が使えるような、そういう柔軟な使い方ができるネットワークだったり、端末の設定にしていってほしいというのが要望です。

すごく難しいことを言っているというのはわかっているんですけど、せっかく導入していただくので、いろいろな自由な、多様な活用と、どんな子どもも取り残さない個別最適化された学び

を実現するためには、柔軟なアプリの導入ってすごく一番大事なところになると思うので、ここもぜひ御検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

**【小田嶋教育長】**

本当に急な話で、きのう代表質疑という形で議会のほうにも補正予算のほうを提案させていただいて、これからということなんですが、具体的ないろいろな計画、まだ本当にこれからですので、今いただいたような意見も含めて、まだまだ御意見を伺える機会はあると思いますので、そのときにまたいろいろいただければと思います。

あと、またいろいろな課題があって、特に財政面の課題があるということで、指定都市の市長会のほうからも国のほうに要望を出していますし、指定都市教育委員会協議会、そこも通じて出したりとか、これからも事あるごとに国のほうには要望を出していくということで、きのうもそういう形での答弁をさせていただいていますけれど、やっていきたいというふうに考えています。

ほかにいかがでしょうか。

岩切委員、どうぞ。

**【岩切委員】**

これ、本当に大変なお話だなというふうにお伺いしていて、特に人数の少ない市町村だったら、割と1人1台というのは簡単ではないんですけども、比較的現実的な話だとは思いますが、やはり小中学生がふえているようなところだと、本当にこれ、ずっと1人1台をキープしていくということが大変だなというふうに思います。御苦労を感じているところなんですけれど、先ほど来お話がありましたように、ソフトウエアはやはりアップデートしていくということが、会社の現場でもすごく時間と労力がかかる部分なんです。これが1人1台になると、やはり学校全体のシステムを全部コントロールする人というのが必ず必要になってくるかなというふうに思います。フリーウエアのお話もありましたけれども、フリーウエアがあると動かなくなるようなソフトがあったり、いろいろな組み合わせの問題が出てくると思いますので、そういったICTのコントロールする担当の方というのが必要になってくるのではないかなということ、ちょっと思いました。

それから、財政面のほうも厳しいんですけども、このICTを活用すべきところと、ICTではなく、従来のやり方を踏襲すべき学習方法というものを、きちんと考えた方針というのが本当に必要なのではないかな、というふうに思います。ぜひ、そういったところも検討していただけたらなと思います。

**【小田嶋教育長】**

ほかにいかがでしょうか。

岡田委員。

**【岡田教育長職務代理者】**

1点だけ、確認で教えてください。先ほどから出ているように個別最適化。それから空飛ぶ教室というのを考えたときには、根幹になるものなのでとても大切だと思いますが、資料の2ページの「3 国が目標としている水準と本市の整備状況」の2番目のところにある「指導者用PC」、「授業を担当する教員1人1台」、右側に「平成26年度普通教室用ノート型PC導入」と書いてありますが、現状では教員1人1台は確保されているというふうに考えてよろしいのでしょうか。それとも、それも目途にしながらやっていく、というふうに考えていらっしゃるのでしょうか。そこだけ確認です。

**【栃木情報・視聴覚センター室長】**

指導者用のPCということで出ていますが、現状、教員1人にはありません。ありませんというのは、6,000人以上の教員がおりますので、実際、その中でこの数字しかありませんので、要するにクラスに今1台あるような、普通教室に1台あるというのが現状の、あと予備があるという感じでございます。

今後、これはちょっとあまりお金がかかることなので、今はっきりは申し上げられませんが、やはり教員の働き方として、どのような教育用の端末を教員が持つべきか、というところの議論を今しているところでございます。先ほど、岩切委員のほうからもありましたが、全体のバランス、誰がそれを見るのかとか、学校の体制なのか、それとも教育委員会、センターの体制なのか、その辺をこちらもやはり今まで全部で2万台ぐらいしかない端末を、十何万台になるという一桁違う活動をしなければいけないですので、人員をかけないでできる方法とか、いろいろな手法を考えながらやっていかなければいけないと思っています。その中で、先生方が持つ端末はどうあるべきかというのは大変重要なところでして、子どもと同じ端末を持たないと、やはり授業ができないだろうという教員からの声も上がっておりますので、その辺も踏まえまして、台数のことも今はっきりは申し上げられませんが、検討していかなければいけない要因だと思っております。

**【岡田教育長職務代理者】**

ありがとうございます。

**【小原委員】**

センターのほうで、今後、例えば研究の指定校みたいな感じで、そこにタブレットを40台投入するとかいうことはお考えですか。

**【栃木情報・視聴覚センター室長】**

今のところ、今あるところでやっていただくところがあるというのがございまして、これはタブレットを入れても無線LANの環境があるからできることをやはり考えていかなければいけませんので、それが今現実的にあるところというのは限られておりますので、教育環境整備推進室のほうでやっていただく工事のほうで、早くできたところからどうやって、実際の時差があるので、年度内といっても早くできる場所と最後のほうにできる場所がありまして、端末も恐らく最初のほうには整備できないと思っておりますので、そうするとやはり来年度中にいろいろなことがある中で、モデル的にやってもらうところとかを決めていく必要はあるかなと思っております。

ます。現時点で4月から40台を確保できるかというところまでは、ちょっと話はいっていないところでございます。

**【小原委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいでしょうか。

これはたぶん、現場のほうも非常に驚きと戸惑いとうれしさもあると思うんですけど、そういった気持ちで受けとめていると思うので、でも本当に教員の意識を劇的に変えていかないと、授業づくりもいかないということで、端末についてはまだ先のことになる学校のほうが多いわけですけど、もう来年度からこういったことを頭にしっかり入れながら教材研究を、あるいは授業づくりということを、組織的に考えていかなきゃいけないと思いますので、そういった計画もこれからということになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告事項 No. 1 について、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

では、報告事項 No. 1 は承認といたします。

**報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について**

**【小田嶋教育長】**

次に、「報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

**【榎本庶務課長】**

それでは、「報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」につきまして、御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

はじめに「1 臨時代理した事項」につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」でございまして、令和2年第1回市議会定例会に追加提出を行う議案のうち、教育に関する事務に係る案件である令和元年度川崎市一般会計補正予算について、異議のない旨の意見を提出したものでございます。

次に「2 臨時代理を行った日」は、令和2年2月19日。

「3 臨時代理を行った理由」につきましては、議案内容が本年2月19日に確定し、2月27日に議会へ追加提出する必要がございましたので、教育長が臨時に代理をしたものでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんください。こちらは、臨時代理によって川崎市長宛てに異議のない旨を回答した文書の写しでございます。

次に、もう1枚おめくりいただきまして、5ページをごらんください。下段の参考にございますとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条では、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。」と定められております。こちらは、当該規定に基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書でございます。

次に、もう1枚おめくりいただきまして、右下のページ番号で、7ページをごらんください。こちらは、令和2年第1回市議会定例会に追加で提出をいたしました議案のうち、教育に関する事務に係る案件である、補正予算の議案書でございます。

内容について御説明いたしますので、さらに1枚おめくりいただきまして、左下のページ番号で、8ページをごらんください。「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、内容につきましては、「歳入歳出補正予算 事項別明細書」により御説明いたしますので、左下のページ番号で、12ページをお開き願います。

まず、「歳入」につきまして、上段の17款2項「国庫補助金」でございますが、11目「教育費国庫補助金」は、既定額38億3,984万2,000円に20億7,271万円を追加し、補正後の額を59億1,255万2,000円とするものでございます。

次に、24款1項「市債」でございますが、12目「教育債」は、既定額254億9,900万円に25億7,700万円を追加し、補正後の額を280億7,600万円とするものでございます。

続きまして、左下のページ番号で、14ページをお開き願います。「歳出」についてでございますが、13款「教育費」の既定額1,217億9,718万6,000円に46億9,422万8,000円を追加し、総額を1,264億9,141万4,000円とするものでございます。

こちらは、8項1目「義務教育施設整備費」及び2目「高等学校施設整備費」につきまして、右側のページに記載のとおり、それぞれ「高速大容量通信ネットワーク環境整備事業費」におきまして、国の令和元年度限りとされる補正予算を活用して、令和5年度までに、児童生徒1人1台の端末の整備を目指した「GIGAスクール構想」への対応として、高速大容量の校内通信ネットワークを市内の全ての学校に、令和2年度内に整備をするものでございます。

続きまして、申しわけございませんが、左下のページ番号で、10ページにお戻り願います。「第2表 繰越明許費補正」でございますが、13款「教育費」の内容といたしましては、「義務教育施設整備事業」及び「高等学校施設整備事業」につきまして、事業の執行が令和2年度となりますことから、歳出予算補正額と同額の46億9,422万8,000円を繰り越すものでございます。

次に、「第3表 地方債補正」でございますが、「義務教育施設整備事業」の限度額を25億2,800万円増額し、262億1,800万円とするもの、「高等学校施設整備事業」の限度額を4,900万円増額し、14億7,400万円とするものでございます。

報告事項 No. 2 の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

何か御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

**【小原委員】**

ちょっとよろしいですか。すみません、15ページの「委託料」のところなんですけど、高等学校の「高速大容量通信ネットワーク」の事業費なんですけど、これって1校当たり、結構高くないですか。ほかの、上の義務教育の学校から比べたら。そういうわけではない。

**【大島庶務課経理係長】**

もともと、9月の概算要求段階で国のほうから「GIGAスクールネットワーク構想」として出されたときには、おおよそ国のほうの試算としては1校当たり600万程度ではないかということの試算が示されていたところではございましたが、補助要綱なども整備をされてくる中で、最大1校当たり3,000万までは、という形に今なっているところではございまして、そんな中で例えば学校の規模なども鑑みながら試算をしたところ、1校当たりではでっこみひっこみあるかもしれないんですけども、そこは各学校当たりどのくらいになるかということ積み上げた結果、今この金額を積算しているところではございます。

**【小原委員】**

そうですね。高等学校だから、それなりの整備というのものもあるのはわかるんですけど、何か高等学校の数の割には金額が高いかなという気がしてはいるんですけど、その辺はきちんと積算をした上でこの答えが出ているということですか。

**【大島庶務課経理係長】**

そうですね。教室ごとに端末を置くものもあつたりということで、キャビネットを置いたりとかであるとか、あとはどのくらいの教室数があるかということのところを鑑みたところで積算した結果、今こちらを積み上げているところではございます。

**【小原委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはよろしいですか。

それでは、報告事項 No. 2 について、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 No. 2 は承認いたします。

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

はじめに、改正の概要につきまして御説明申し上げますので、「報告事項 No. 3 資料」をごらんください。

「1」の「目的」についてでございますが、職員個々の事情に応じて勤務時間の選択肢を広げることで、職員のワーク・ライフ・バランスの向上や健康の維持・向上に資することを目的に時差勤務制度を導入いたします。また、これを活用することで、職員がより働きやすい職場環境づくりを進めようとするものでございます。

次に「2」の「対象職員」についてでございますが、短時間勤務職員、非常勤嘱託員及び臨時的任用職員を除く、常時勤務する職員が対象となります。ただし、変則勤務をする学校給食センターの職員、図書館及び市立学校においては、時差勤務の対象職場から除外します。

次に「3」の「勤務パターン」についてでございますが、(1) から (5) までの五つのパターンから一つ選択することができます。

次に「4」の「休憩時間」についてでございますが、通常の休憩時間といたします。

次に「5」の「割振りの期間・上限回数」についてでございますが、日曜日から土曜日までの1週間を単位として、1週間につき上限が3回までとなります。

次に「6」の「割振りの申請」についてでございますが、時差勤務を行おうとする職員は、時差勤務を行おうとする日が属する期間の始まる日の前日から起算して3日前までに所属長に申請することといたします。例えば、月曜日から時差勤務を行う場合には、前の週の水曜日までに申請することになります。

次のページにまいりまして、「7」の「所属長の承認基準」についてでございますが、所属長は、時差勤務の申請があった場合、課や係等の業務に支障がなく、かつ、職員のワーク・ライフ・バランスの向上や健康の維持・向上に資すると認められる場合に承認をできるものでございます。

次に「8」の「割振りの変更」についてでございますが、承認された時差勤務の勤務パターンの修正や取消を行う場合、変更しようとする日の2日前までに所属長の承認を受けることとなります。ただし、通常の勤務時間帯に業務を行うために必要な職員が確保できないなど、割振りの変更を行わなければ業務に支障がある場合のみ、前日の変更を行うことができるものとします。

次に「9」の「休暇との併用」についてでございますが、時差勤務を行う日においては、半日を単位とする休暇、職免及び週休日の振替の取得はできません。

最後に「10」の「実施年月日」についてでございますが、令和2年3月1日としたものでご

ざいます。

続きまして、報告事項 No. 3 の 1 ページをごらんください。「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

はじめに「1 臨時代理した事項」の「(1) 制定した訓令」につきましては、「川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令」でございます。次に、「(2) 内容」につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。次に、「(3) 施行期日」につきましては、令和 2 年 3 月 1 日としたものでございます。

次に「2 臨時代理を行った日」は、令和 2 年 2 月 2 1 日でございます。

次に「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和 2 年 3 月 1 日から「時差勤務」を開始することに伴い、同日までに訓令の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

何か御質問等ございますか。

岩切委員。

**【岩切委員】**

資料のほうの 5 つ目に、「1 週間につき 3 回まで」というふうにあるんですが、3 回までにした理由というのは、何かございますか。

**【小田嶋教育長】**

職員部長のほうからどうぞ。

**【石渡職員部長】**

基本的には、従来の勤務をベースとしていただいて、その中で、混雑緩和、あるいはワーク・ライフ・バランスというのを実現していきたいということで、全体を無制限でやりますと、今の組織として動いているものが、全体の見直しが必要になってしまいますので、一定程度、今の部分は残しつつ、落としどころと言うんですかね、3 回というベースで、これまでも試行を何回か繰り返してきたんですが、その中で導き出した結論でございます。

**【岩切委員】**

ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

**【高橋委員】**

この時差勤務の施行が3月1日になったというのは、コロナウイルスの関係もあるんですか。特にもうこれまでずっと検討していたので、たまたまこのタイミングになったのか、ちょっとコロナウイルスの関係で少し早まったとか、そういうことがあれば。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【石渡職員部長】

コロナウイルスとは関係なく、これまでも何回か試行を繰り返していて、いいタイミングというか、一番最速でできるタイミングで今回実施ということで、これはオール市役所、全て統一で3月1日から実施いたします。

【高橋委員】

たまたまタイミング的に重なって、コロナウイルスに関する、例えば時差出勤というか通勤状況を合わせるためのというような対応にも、たまたまできるようになったということ。

【石井教育次長】

そうですね。あと、逆に、これは制度的に整えてやろうとしていたのですが、コロナ対策で緊急的に今、実質的には2月26日から、実際には前倒しして実施しております。今、週3回ですけれども、当分の間の対応として、コロナ対策にも備えるというような対応をしております。

【高橋委員】

わかりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項 No. 3 について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 No. 3 は承認いたします。

<以下、非公開>

【小田嶋教育長】

これからは非公開の案件となります。

## 9 議事事項 I

### 議案第60号 人事について

広瀬教職員人事課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第60号は原案のとおり可決された。

## 10 閉会宣言

### 【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。ありがとうございました。

(11時01分 閉会)